

令和7年度 教育支援センター（ひだまり）通室状況について（報告）

去る、令和7年3月25日開催の福津市教育委員会第3回定例会において、本市での不登校児童生徒数の増加を考慮して、教育支援センター（以下「ひだまり」）への入室手続きを簡素化するとともに、事業内容に相談機能を追加するなど、不登校支援を強化するため「福津市教育支援センター設置規則」の一部を改正する規則の制定議案の可決を賜り、令和7年4月から施行されました。

下記のとおり、令和7年度から新センター長率いる新体制下で、改正後の新たな目的・機能・手続きの運用を開始して半年余りが経過しました。

学校を介さず、直接、ひだまりに体験・入室の手続きや相談等を行えるようになり、効果が表れておりますので、11月末時点における、ひだまりの通室状況をご報告します。

記

（1）新たな体制※2名体制で勤務

- ・新海秀俊 センター長（令和7年4月～新規）
- ・今津理恵 指導員（継続更新）
- ・白土節子 指導員（令和7年4月～新規）

（2）新たな目的・機能・手続き（令和7年4月～）

- ・目的について、ひだまりの設置目的のうち「児童等の自立を援助し、個々の児童等に応じた『指導』」から「個々の児童等に応じた『支援』」に変更しています。
- ・機能について、事業内容に「教育相談に関するこ」を追加しました。
- ・手続きについて、入室手続きの簡素化、入室のハードルを下げるため、入室願を学校長に提出からセンター長に改め、ひだまりのみで完結する手続きとしています。

（3）児童生徒の通室状況

内容	令和6年11月末	令和7年11月末
①入室者（正式） 【小・中の内訳】	12人 【1人・11人】	17人 【4人・13人】
②入室者（体験含む） 【小・中の内訳】	20人 【5人・15人】	31人 【12人・19人】
③通室児童生徒数（月当り・のべ数） 【小・中の内訳】	52人 【17人・35人】	166人 【28人・138人】
④通室児童生徒数（日当り・のべ数）	0～4人	6～12名

【参考】

○福津市教育支援センター設置規則（抄）

（目的）

第1条 この規則は、何らかの理由により学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「児童等」という。）の増加とその態様の多様化に対応するため、児童等の自立を援助し、個々の児童等に応じた支援、体験活動等を行うことにより、社会的自立を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 教育支援センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 体験活動等を通した情緒の安定や基本的生活習慣の改善に関するこ。
- (2) 学習指導に関するこ。
- (3) 集団生活への適応に関するこ。
- (4) 教育相談に関するこ。
- (5) その他教育支援センターの目的達成に必要な事業に関するこ。

（指導員）

第5条 教育支援センターにセンター長及び指導員を置く。

- 2 センター長は、教育支援センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。
- 3 指導員は、児童等の指導に従事する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、センター長は、臨床心理士、指導主事、その他センター長が必要と認める者に、児童等の指導を行わせることができる。

（入室の手続）

第8条 教育支援センターへの入室を希望する児童等の保護者は、必要に応じて体験入室を実施し、入室願（様式第1号）をセンター長に提出しなければならない。

（入室）

第9条 教育委員会は、前条の規定によりセンター長から申込書の提出があった場合において、教育支援センターに通室することが当該児童等の社会的自立に向けて効果的と判断したときは、入室を認めるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により入室を認めたときは、教育支援センター入室通知書（様式第2号）により児童等が在籍する学校の長（以下「学校長」という。）及び保護者に通知するものとする。
- 3 在室の期間は、入室した年度の年度末までとする。